

6月1日は人権擁護委員の日

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利であり、人種や民族、性別などの違いにかかわらず、全ての人に共通して備わっている権利です。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

私たちは、人権擁護委員の日である6月1日を中心として、全国一斉の人権相談を下記のとおり開設しますので、差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題でお困りの場合はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

私たちの町の人権擁護委員は次の方々です。

日和佐地区担当

鏡 勝さん 南 早苗さん

由岐地区担当

濱高マユミさん 酒井勝利さん

人権相談所開設 6月4日(火)

日和佐公民館 午前9時～正午まで

由岐公民館 午後1時～午後3時まで

コミュニケーション勉強会・個別相談のご案内

【開催日】 毎月 第4 日曜日

勉強会：午後2時～

個別相談会：午後4時頃から(事前予約必要。午後1時からの相談も可能です。)

【開催地】 地域交流支援センター・美波町社協由岐支所(美波町西の地字東地97番地)

【費用】 無 料

この勉強会・個別相談は、お互いに「伝え・理解する事」についての勉強会と個別相談です。

学校や社会に足が向かない方。自分の想いを人に伝えることや、人の想いを受け入れるのが苦手な方。また、家庭内でうまく話せないとお悩みの方や、地域で悩み相談に関わっている方々にご参加いただければ幸いです。

平成31年度 開催予定日(行事、天候等により日程の変更有)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
26日	23日	28日	25日	29日	27日	10日	15日	26日	29日	29日

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 美波町社会福祉協議会 ☎77-0342